慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	Vaine pâture考
Sub Title	Vaine pâture
Author	渡邊, 國廣
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1958
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.51, No.11 (1958. 11) ,p.981(45)- 996(60)
JaLC DOI	10.14991/001.19581101-0045
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19581101-0045

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ようとも、実際上はその意義を否定していることを意味する。というのは、最低賃金制に何らか意義を認めるとすれば、それが多かれ少なかれ経済的諸要因に変化をひきおこさせて賃金を引上げうるとみなすべきであるが、ミルにおいては、逆に、賃金基金の増加と人口の制限という経済的要因の変化を前提条件としなければ、最低賃金制も賃金を引上げえないと主張しているからである。

要するに、ミルは、その鋭くとらえた労働者の状態を改善しようとする熱情からは、最低賃金制を肯定しようとする意図を示しながらも、マルサス人口論に立脚しているかぎり、現実的には最低賃金制を否定する結果になっているのであり、ドロシイ・セルズによって、ミルがマルサス的な根拠から最低賃金制を排斥しているとみなされているのも決して理由のないことではない。[注13] 事実ミルが低賃金を克服するために積極的に推進しようとしていたのは、やはり最低賃金制ではなくて、人口の制限だったのである。

(注1) G. D. H. Cole, A short History of the British Working Class Movement, 1787-1947, p. 128. 邦訳、岩波現代叢書「イギリス労働運動史」I二二八頁。
(注2) J. S. Mill. ibid., p. 210.
(注3) Ibid., pp. 119-217.
(注4) Ibid., p. 367.
(注5) Ibid., pp. 367-8.
(注6) Ibid., p. 368.
(注7) Ibid., pp. 361-2.
(注8) Ibid., p. 362.
(注9) Ibid., p. 363.
(注10) Ibid., p. 363.
(注11) Ibid., p. 363.
(注12) Ibid., p. 365.
(注13) D. Sells, British Wages Boards, A Study in Industrial Democracy, 1939, p. 18.

むすび

最低賃金制は、上述のとおり、J・S・ミルによってはじめて正面きって理論的にとりあつかわれたが、ミルの肯定的な意図にもかかわらず、現実的にはそれが否定される結果になっていることは、ミルが決して現実的な社会改良主義者にはなりえていないことを示しており、それは、マルサス人口論と賃金基金説に固執しているかぎり、やむをえないことであった。そして後に最低賃金制を理論的に肯定するようになったのが、ほかならぬ賃金基金説の批判者である勢力説の主張者であり、かれらこそが現実的な社会改良主義者として最低賃金制の意義を積極的に認めていったことは決して偶然ではなかった。われわれはその代表者として、後にウェッブ夫妻の最低賃金制論にふれるであろう。

vaine pâture 考

渡邊國廣

一

フランス農業の発展過程のなかで、十八世紀は「革命の仕事をした」といわれるが、[1] 実際にこの革命は何に対して戦われたのであろうか。いま、革命が対決したのは、これまで農業経営がそれなしでは成立し得なかったものに対してであったとすれば、かかる要因を奈辺に求めたらよいか。

そういった視点に立って、本稿では、「耕作地を除く他の土地でおこなう放牧に対置されて、休作地での放牧」、しかし村落のすべての休作地で「本質的に、共同でおこなう」放牧といわれた、農村の一つの慣行[2]を措定し、検討を加えてみようと思う。すなわち、上述の慣行が排除されたことをもって農業革命とみなし、[3] それがいかにしておこなわれたか問うまえに、かかる慣行そのものについて考察してみようというのである。

註一　十八世紀を、フランス農業史で、一般に農業革命の時代という。ここにおいてもまた、Annales d'histoire économique et sociale, t. 2 (année 1930), p. 329-383, 511-556 に所載 Bloch, M. La lutte pour l'individualisme agraire dans la France du XVIIIe siècle (以下 L'individualisme agraire と略) の p. 330 での評価によりながら、かかる通念に従う。

註二　これこそが vaine pâture と呼ばれる。ここでは、Annales d'histoire économique et sociale, t. 8 (année 1936), p. 401, n. 1 に Bloch, M. Les caractères originaux de l' histoire rurale française, Nouvelle édition, Paris, 1952, Armand Colin (以下単に Les caractères originaux. と略) p. 42 での記述によりながら、一般に共有地といわれた荒蕪地・森林・牧草地に向っての放牧と区別して「収穫の終った耕作地で家畜を牧養するという意味に、厳密に限る」ことにする。つまり Annales d'histoire sociale, t. 3 (année 1941), p. 164, n. 3 での指

摘に従う。辞書リトレでは、「同一村落の居住者がその家畜を、ある期間土地で相互に牧養できる権利」というが、曖昧である。

註三　農業革命のなかで vaine pâture をかく位置づけるのは、農村社会がそれを軸として来たと信ぜられるからである。とすれば、いかなる意味においてであったか。この点はおいおい解明されるであろう。ともあれ死んだもの、死にかけたものが排除されたというのでは、革命といえない。vaine pâture が攻撃の目標として多く感情論に終始したのは、vaine pâture に対する批判が巨大にすぎたからではあるまいか。今日諸論者が、十八世紀の文献から好んで引用する、「憎悪すべき権利」、「野蛮な慣行」、「無知の世紀においてしか成立しないもの」、「人間性が久しく無視された、未開で粗野な状態の遺物」、といった表現に注意。

二

耕作地では、家畜のための飼料を栽培することがない。[一] 耕作地はあげて穀物生産に振向けられる。[二] そういった段階で、[三] 農業経営が農耕と牧養を不可分なものとして成立させなければならないとすれば、[四] 家畜のためには、共有地か休作地に頼るほかない。ところが、共有地といわれるもののうち、森林は保護の真先の対象となり、[五] また牧草地は占有の熱心な目標となって、[六] 容易な利用が妨害された。かくて牧養のため、休作地の利用が、フランスの農村においても大きな意義を持たざるを得なくなった。

事実、そこに刈株か雑草を留めるのみであったとはいえ、牧養のため利用されたのは、すぐれて休作地であったといっていい。種々な意味で農業生産と不可分な家畜[七]は、そこで大きくなって行った。その場合、休作地は共同利用されるということを立前とした。そしてかかる共同体制が、フランスでは、飼葉が栽培され家畜の舎飼がおこなわれるようになった、十八世紀もかなり後れた時期まで解消されないまま根強く残存した。しかしもとより地方による程度の差は免かれない。[八]

従って、かなり近い時代にはいるまで、家畜のための共同利用をめぐって、フランス農村社会は動いて来たといっていい。村落に属する者は皆、同一の村落に属する他の者の休作地に、そこで収穫が終り休閑に付されれば、家畜を放牧する権利を保持した。そしてこの共同体制が払拭されて行く過程こそが、農業近代化の過程そのものにほかならない。[九]

註一　飼料は、小規模ながらはやくから栽培されていた。しかし耕作地で栽培できるようになったのは、フランスにおいて、十八世紀のほとんど末を待たなければならない。休作地を飼料の栽培に利用するといった事態こそが、農業革命の指標となるものではあるが。

註二　穀物生産によって、今日のいわゆる小麦の生産だけ考えない。黒麦・メティユ麦（小麦と黒麦と混合）・ドイツ麦・燕麦・大麦、また黒パンに混ぜるための豌豆・蚕豆の生産を、同時に含める。ひろくパンのための粉の生産を意味する。これと関連しては、Les caractères originaux. p. 21 と、同頁 n. 3 の記述をみよ。

註三　かかる段階がフランスでは、十九世紀のほとんど初頭まで続くとみていい。未発達な交換経済のもとで、当然のこととして、土地の合理的利用は妨害された。取引のための条件が整って来る十六世紀にはいってからも、大勢として、穀物生産への関心にはかなり根強いものがあった。大革命の段階においても、パンのための粉は、自給を立前とした。小生産者、小都市の市民は、折半小作人からこれを得る。旧制度下のフランス農業に対するかかる把握の仕方のためには、Ibid. p. 21-22 の要領を得た記述を参照。

註四　農業経営は、基本的にはかかるものとして把握さるべきであろう。そのためには Ibid. p. 24 でのブロックの次の提言に注意。いわく、「農村経済は耕作だけによれなかった。ヨーロッパのすべてにおけるごとくフランスでも、農耕と牧養の結合のうえにその基礎をおく。この点こそが主要な特徴で、西洋の技術文明と東洋のそれをするどく区別するものの一つとなった」と。

註五　forêt という語は、もともと territoire en défense の意であった。Melanges d'histoire sociale, 1944, IV, p. 123 をみよ。森林は何よりも開墾の対象。そして家畜の締出しが絶えず問題となった。とくに十八世紀にはいってからは、鉄工業者が燃料をそこに求めるようになったため、保護立法が一段と強化され、家畜の放牧は困難となった。森林での放牧もしばしば vaine pâture と呼ばれたことに注意。

註六　これと関連しては、Les caractères originaux. p. 24 での記述に注意。問題が奈辺にあるか示している。いわく、「川や小川の近く、湿気の多い凹地には、天然の草地が広がっていた。そこで、冬の数ヵ月のため飼葉を集めたり、また草が刈られた後で、放牧したりできた。然しすべての地方が牧草地を持たなかった。もっとも恵まれた場合ですら、満足なだけなかった。牧草地は、その価格が耕作地のそれを絶えず上廻っていたことから、また富裕な人々―領主や土地所有市民―が熱心にそれを占有しようとしたことから、ますます不足して行った」と。牧草地をめぐっては、本稿第六節で詳説した。

註七　家畜は、種々な面で農業生産にとり必要であった。そのことを示すには、Ibid. p. 24 でのブロックの次の言葉を引用するのが便利であろう。いわく、「人間は…労働力を家畜に仰いでいた。また小麦は、生長するため、家畜を必要とした。鋤には、つなぐ家畜が、耕作地には、とりわけ糞が必要であった」と。また家畜に対する依存の度合はどうか。続いていわく、「家畜の牧養と穀物生産のあいだの関係は、この段階においてかなり不安定かつ不確かなものであった。肥料は多くなく、どちらかといえば不足勝ちで、このためかなり高価であり、若干の領主は、公租として糞数樽を要求する方がよいと思ったほどであった。」そして、「肥料の不足が主要な原因となって、小さくて丈夫だが、一般に収穫の少ない穀物―たとえば小麦よりも黒麦―の栽培に向うことを余儀なくされた」と。役畜の不足から、鋤を引く家畜の数が減らされることはしばしばであった。ま

た若干のところで、かわりに駾馬を用いた。しかしこれでは必要な効果が得られない。農具の幼稚なことがそれに一層の拍車をかけた。これと関連しては、Ibid. p. 25 でのブロックの指摘に注意。

註八　十八世紀末の段階で、とくに要求の根強かったのは、ブルゴーニュ、シャンパーニュ、ローレーヌの諸地方である。すなわち東部と北東部においてであった。西部（ノルマンディ、ブルターニュ）、北部（フランドル、エイノー、カンブレ）、南部（プロヴァンス、ラングドック）、中部（ボワトーの丘陵部、ベリ、ブルボンネ）では弱く、アルトワ、オルレアン、トゥールニュ、アンジュー、ポワトーの平野部はその中間を形成した。Lizerand, G. Le régime rural de l'ancienne France, 1942. Paris, p. 113 の評価に従う。もっともこれは、牧草地での放牧を含めた評価ではあるが。

註九　農業近代化の指標をどこに求めるかは、農業史を扱う論者の立場によって相違が生ずるであろう。農業史によって、農民の歴史よりは農業自体の歴史を考える場合、農業が共同体制を必要としなくなったということは、農業経営における大きな変革であった。これをもって農業の近代化と称し得るのは、共同体制が消滅して行く過程が農業経営に個人主義の滲透して行く過程そのものであったからにほかならない。

三

収穫が終れば、耕作地は休作地とされた。しかし利用しないまま放置されない。休作地は絶好の放牧場として、共同の使用のために用立てられた。すなわち、村落に属する誰もが、その家畜を、同一の村落に属する他の者の休作地に向って放牧することができたのである。家畜はそこで、刈株や雑草を食べ、大きくなった。冬期に、飼葉があらゆる意味で不足した段階で、このことは、家畜をふとらせる有力な手段として、大きな意義を持ったのである。もとよりところにより程度の差は否めない。(一)

普通どうおこなわれたか。詳しい事情は知られていない。一例を示せば、収穫が終って、しばらくは落穂拾のため開放される。三日続く。それが終れば、今度は刈株の整理である。収穫に際して、莖を地上すれすれに切らないので、耕作地には藁が高く残っている。また不手際から、藁が立ったまま残ることもしばしばであった。これらを集めて屋根を葺き、また薪の乏しいところでは、竈の焚付にする。それが十月中、一日からほとんど二十日まで続く。これと並行して、放牧がおこなわれる。完全な休作地では一年、小麦の収穫後に雑穀を栽培する土地では、秋から春にわたる。耕作地の一部にでも垣を設けて他人の家畜を締出した者は、放牧のための共同の群に追込み得る家畜の数を制限される。また共同の群に、よそ者の家畜を投ずることは許されない。他方、羊の場合、六月の二十四日から十一月一日ないし十一日まで放牧ができるにとどまる。しかし、各自が放牧し得る期間は、羊の数と耕作地の面積により違う。昼の長短も、この期間を決定する際に配慮された。(二)

しかしもとより、かかる権利の行使される場は、必ずしも同一村落の内部に限られなかった。隣接する村落は、それぞれの休作地に、他の村落の家畜を、同時に迎えねばならなかった。村落は、相互にその休作地を利用し合ったのである。(三) その場合、家畜群を送込み得る範囲は、ところにより違う。(四) ともあれ、休作の期間を通じて、耕作地に対する保有権は、いわば停止の状態におかれたのであった。

穀物生産が休作を前提において以外に考えられない技術段階で、なお家畜を保持し続けなければならないとすれば、牧養のため休作地の共同利用は動かせない。では、かかる慣行を完徹させるため、村落はどう対処しなければならなかったか。村落によって、この慣行への対応の仕方は相違した。それなら、具体的にどうであったというのか。しかし問題を展開するためには、各村落を結局において、そのいずれかに属せしめる基本的な耕地制度ごとに、検討して行くのが便利であろう。(五)

註一　これについては、本稿第五節を参照。

註二　放牧のためにかかる慣行が当初においてどうおこなわれたか問うことができない。ただ村落によって違うこと、また時間の経過とともに変って行くことはわかる。ここでは、Lizerand, G. op. cit. p. 112-113 での記述によりながら、ピカルディーの場合を示してみた。これが通例の仕方というわけではない。あくまで一例にすぎないことに注意。

註三　かかる慣行は通例 parcours と呼ばれた。北部では entre-cours de pâturage という。これによって、単に vaine pâture とも解されたが、区別して、村落が相互にその休耕地を利用し合う慣行と理解すべきであろう。L'individualisme agraire. p. 331 の記述に注意。

註四　北部と東部の大部分では、かかる権利が、隣接する村落の全域に及ぶと考えられた。シャンパーニュやローレーヌの慣習によれば、同じように隣接する村落に家畜群を送込むことができても、ほぼ中央より遠くに放牧してはならなかった。ベアルヌでは、村落の規模が小さかったため、一つ隔てた隣の村落まで放牧し得る範囲とされた。これと関連しては、Ibid. p. 333 と Les caractères originaux p. 43 の記述を参照。

註五　耕地制度には、大別して、開放耕地制度と綜劃耕地制度がある。そして開放耕地には、細長形耕地と不規則形耕地がある。思い切った単純化が許されるならば、前者は北部、後者は南部において支配的な形態といえる。綜劃地は、この段階で、地味の低い、従って開墾の進まない地方でみられた形態である。そこでは後述するごとく、休作地が放牧のための共同の場でなくなったということを除けば、旧態が依然として保持された。休作地は自己の家畜に限って用立てられ、なお飼料が不足すれば、村落の周辺に豊富に存在する荒蕪地で自由に放牧した。従って、それは、農業近代化の指標といえない。

四

それよりまえに、放牧のためのかかる慣行が、理想の状態で自己を実現しようというとき、まず何が指向されるかが問われなければならない。かかる場合、何を前提とするか。二つの点が注目されよう。

そこでは、家畜が自由に移動し得るということが前提である以上、収穫の終った耕作地の周囲に、いかなる障害物もあってはならない。垣が張られ、溝が掘られ、土が盛られることは、むしろ厳重に禁止され、共同で放牧する家畜の通過を容易ならしめるため、多大の関心が払われる必要がある。耕作地は、いわば開けっ放しの状態におかれなければならない。障害物は、実際に多くの場所であってはならず、もし止むを得ない必要から設けられても、家畜がそれを乗越えて通過することの簡単なよう、また境界を示すため杭が使用される場合も、地中に打込まれて、何の障害にもならないよう、むしろ境界線は純粋に観念のうえでのものですますよう、措置されることが重要である。従って耕作地が漠然と耕作地へ続いているというのでなければならない。起伏が視界をさえぎるのでなければ、農村は広漠たる景観を呈していることこそ望ましい。(一)

しかし休作地で家畜の共同の放牧が達せられるためには、それだけで十分とはいえない。ここで共同というのは、場所を共同で使用するという意味のほかに、ある時期が来れば、慣例により誰もが家畜を一斉に放牧し得るということでも知られるように、使用の時期

を共通にするという意味も含む。従ってこのためには、耕作地の周囲に障害物があっていけないばかりではない。いかなる耕作地も、同時に休作に付されることを要する。他に収穫の終えない場所があっても、一定の時期が来て自動的に放牧するとすれば、収穫を害すること甚だしく、このことを避けるため、収穫を同時に終えていることは重要であったのである。かくて輪作に際しては、それが二圃農法であれまたは三圃農法であれ、収穫の時期をそろえるため、所定の作物を、規定の順序に従って、秩序正しく栽培しなければならなかった。地味によって作物を変えること、完全に実るまで収穫を後らせることは、共同の放牧という共通の利益のまえに無視される。村落の定めた収穫日が来れば、否応なしに刈取らなければならない。従ってこれでは、農村に、画一的な、順応性のない状態が起っても止むを得ない。場所と時間を無視した輪作の仕方が強要され、それを変えることは禁止され、また実際にも不可能とするような雰囲気こそ好ましいのである。(二)

つまり、休作地において家畜を共同で放牧するということのためには、綜圃の禁止と強制的な輪作が前提とならなければならない。(三)とすれば、放牧のためのかかる慣行が種々な耕地制度に対して有する重要度は、ややともすれば崩れ勝ちな、上述の二つの前提を維持しようとして、異なる耕地形態のもとで続けられる努力の程度により測定することができるのではあるまいか。耕地制度はいずれも、もとは、それぞれの場所で放牧のための共同慣行に適応する型として、あみ出されたものではあったが。

註一　十八世紀の諸論者が、rases campagnes といったのは、まさにかかる状態に対してであった。

註二　耕作強制は、十八世紀の諸論者にとって、police de la culture en roye réglée として映じた。住居に近く、肥料が与え易い耕作地では、自由な経営が進行した。しかしブロックに従えば、耕作地の圧倒的部分は、十八世紀にはいっても、かかる強制に服さなければならなかった。Les caractères originaux. p. 41 をみよ。耕作地とは、住居に付属してみられる栽培地ではない。耕作地は開放耕地にある。

註三　vaine pâture と並べて、綜圃禁止と輪作規定を考え、それらが、「成文のものであると否とを問わず、また正式の許可を得たものかもしくは村落の否応なしの必要からおこなわれるようになったものにせよ、『規則』と感じられ(た)」とするブロックの Ibid p. 45 での見解にもかかわらず、ここでは、綜圃禁止と輪作規定こそ vaine pâture に従属するもの、従って vaine pâture こそ基礎におかるべきものとして措定するであろう。

五

開放耕地で、農具として鋤が使用される北部(一)では、方向の転換に際して起り得る無駄を最小にとどめる必要から、細長形耕地とならざるを得ない。ところで、鋤の運転には、家畜が必要である。馬を使用する。よりよく掘返すためには、鋤につなぐ家畜を、それだけ増さなければならない。従って労働力としての家畜に対する要求が、ここでは大きい。しかも馬を維持するには、他のいかなる家畜の場合よりも、大量の飼料を必要とする。ところがそこは、穀物生産のための中枢地帯として、はやくから開墾が進み、放牧のための共有地に乏しい。皆無のところもあった。もともと少ない牧草地も占有されて、容易に利用し難い。このため放牧のため依存すべきは、すぐれて休作地であった。放牧のため休作地に頼るということは、かくてこの北部において「否応なしの」ことであった。(二)それでも役畜は不足勝ちで、村落民は放牧を容易にするため、激しい努力を続けた。一方、領主は、進んでその休作地を開放し、刈株か雑草を失なうという安価な犧牲で、村落民の家畜が落す糞という貴重な肥料によって、土地を肥沃にしようとはかったのであった。

それには、家畜の自由な移動が可能でなければならない。このためには、何よりも、土地の周囲に障害物があってはいけない。しかし絶対に設けられなかったというわけではない。(三)他方、耕作地は、占有の曖昧な初期の段階で、穀物が栽培されるあいだ、一時的に垣か溝で守られた。しかし収穫が終れば、壊わした。そしてこれが、春秋の大きな仕事となった。しかし十二世紀以降、開墾が進み、放牧の場が得られなくなるにつれて、そういったことも煩雑に思われ、(四)耕作地は完全に開けっ放しの状態におかれるようになって行った。

また同一村落内部の相互に接続する十か数十の耕作地がまとまって、地区と呼ばれたが、地区と地区の境界はどうしたか。そこには垣か溝がつくられた。しかしもっとも多くの場合は、畝の方向を全体として変えることによって、境を示した。そしてこの状態を破る者は、違反者として嫌がられたのである。(五)

こういった、いわば垣のない村落で、放牧がおこなわれるとすれば、耕作地は同時に休作地になっていなければならない。同一の地区内では尚更である。施肥が容易な、住居に近い耕作地では、かかる強制を無視して、勝手に播種することができたが、しかしこの種の耕作地が全体のなかで占める割合は非常にわずかであり、圧倒的大部分は、慣例として定められた耕作順序に服することを余儀なくされたといわざるを得ない。村落でこの慣習を免かれたのは、例外にしかすぎず、大抵は、十八世紀末の段階においても、強制的な輪作規定に服さなければならなかったのである。(六)

これに対し、同じく開放耕地ではあるが、無論鋤を使用するため不規則形耕地となった南部では、かかる慣行が、北部におけるより「かなり急速に消滅した」。(七) 北部においてそれが、前述したごとく、「否応なしのもの」とすれば、南部でのその在り方は「緩和されたもの」であった。(八) つまり、休作地での放牧に際し、南部では「他人の家畜に対する義務をともなうことなしに」おこなわれる場合がしばしばである。(九) 従って垣が設けられても何ら差支えない。これは、南部で開墾がおくれ、末墾の地帯が豊富に存在して、そこで自由に放牧することが可能であったためにほかならない。かくて、牧養が自己の休作地に限られても、不足分はどうにか補充できた。南部にはやくから滲透したローマ法の影響も無視し難い。(一〇)

しかし綜劃耕地は、放牧のためのかかる慣行に対し、「まったく無知であった。」(一一) 従って、さきの二つと「驚くべき対立」を示した。(一二) そこでは、「耕作地は、生垣か石塀に保護されて、共同放牧の慣行を知らない。休作地は、他におけると同じく、家畜の放牧に用立てられる。しかし耕作者の家畜に限る。耕作者が、彼の休作地の利用者である」。(一三) そしてかかる形態がフランスで現われるのは、有力な個人が不毛な土地で、進んで開墾をおこなう場合に限られた。(一四) 休作地を共同で利用しなくとも、豊富に存在する荒無地で牧養ができたということが、そのような形態の経営を可能としたのであった。(一五)

註一　ここで北部というとき、普通に南部と呼ばれる、プロヴァンス、ラングドックを除くという意味であって、厳密に地理上の概念ではない。そこに含まれる複雑な諸相を認めつつも、ここでは思い切って単純化してみた。

註二　かかる評価は、Les caractères originaux. p. 57 でのブロックの指摘に従う。

註三　多くの地方で、耕作地が道路に面するとき、その境に、垣を設けた。また若干の地方で、村落の境界を示すため、恒久的な垣が設けられていた。とくにエイノーの場合。またベアルヌでは、家畜

が多く放牧される丘陵地に面する耕作地は垣で守られた。アルサスのエグノー一帯では、かなり多数の耕作地を一括して、恒久的な垣を設けていた。これと関連しては、Ibid. p. 37-38 をみよ。

註四　Ibid. p. 37. たとえば、アラスの聖ヴァスト修院は、その直営地の周囲に溝を掘ったが、収穫が終れば、これを埋めた。

註五　Ibid. p. 39. たとえばローレーヌで、慣行を無視した者に対する不服のなかに、labourer de travers つまり「垣で囲んだ者」に対する不平というのがあった。

註六　Ibid. p. 41-42. クレルモン一帯の農村で僅か三つにとどまる。然しこれらはいずれも、ブロックの指摘によれば、小都市であった。単純な農村では、例外なく、輪作規定の支配が続く。

註七　Ibid. p. 50 での評価に従う。

註八　Ibid. p. 57.

註九　Ibid. p. 50.

註一〇　南部で vaine pâture はどうなっていたであろうか。たとえばプロヴァンスで。Ibid. p. 204-205 のブロックの記述を整理してみよう。

例示Ⅰ、セナでは、領主の直営地を含め、放牧のため休作地が共同利用された。領主はこの慣行が彼に有害なことを知り、彼の休作地で村落の家畜が放牧されることを禁止し、自己の家畜に限ろうとした。一三二二年のことである。村落民は、この処置に抗議した。そしてこの対立は、村落民と事前に打合わせるという条件で、領主に彼の刈株を独占させるということで結着した。

例示Ⅱ、他の村落は、この慣行を一挙に廃止した。たとえばサロンでは、長い準備期間を経て一四六三年に敢行した。アヴィニョンでは一四五八年以来、リエでは一六四七年に断行した。より北のオランジェでは一七八九年七月まで待った。この処置は徐々に各地でとられるようになった。

例示Ⅲ、多くの村落において、放牧のため休作地を共同利用する慣行は廃止されず、過激な行動によって、また長い努力によって、自己の休作地を共同の慣行から除外しようという努力がなされた。これによって、たとえば、ヴァロンソルでは、一六四九年に、耕作地の三分の一について、除くことができた。他の場所では、全面的に排除された。

註一一　Ibid. p. 59.

註一二　Ibid. p. 57.

註一三　Ibid. p. 59.

註一四　綜劃耕地の地理的分布からこのことは類推できる。綜劃耕地は、ブロックの指摘に従えば、ロワール河の湿草地、ポンシャトー地方を除くブルターニュの全域、コタンタン、メーヌ、ペルシュ、ボワトーとヴァンデーの森林地帯、中央山地の大部分にみられた。Ibid. p. 61 に詳しい。

註一五　Ibid. p. 59-63 の記述によりながら、綜劃耕地での vaine pâture の在り方を探ってみる。

例示Ⅰ、綜割地が一般的なブルターニュで、とくに西南部の海岸寄りでは、垣が設けられない場合でも、休作地は共同放牧の慣行から免かれた。「どの保有者も、その家畜を彼の土地のなかの杭につなぎ、他人の土地に侵入させない」。ポン・クロワの村長は一七六八年かく証言した。

例示Ⅱ、同一の綜割地のなかに、保有者の違う多くの耕作地が包含される場合も、各耕作地は生垣か石塀で保護され、共同放牧の慣行から免かれた。どの耕作地もかなり広く、その形状は不規則であるが、しかしその面積に大差はなかった。これら耕作地が、譲渡か相続によって多くの農民に分割される場合、その結果できた保有地も、しばしば垣で守られた。

例示Ⅲ、少なくとも共有地で、家畜を共同の群にして放牧しようという計画に対し、一七五〇年ブルターニュの議会は「一つの群にまとめるため羊を集めるまで、同じ村落の全住民のあいだで共同の理由も精神も期待することができない」とした。

例示Ⅳ、同一の綜割地のなかで、どの保有地も狭く、垣を設けるための負担に堪えられないほどの場合でも、共同放牧はそこでおこなわれない。家畜は杭につなぐ。

六*

収穫の終った耕作地が家畜のため開放され、共同の放牧に用立てられるばかりではない。フランスの大部分において、牧草地もまた共同で放牧することのできる場であった。そして、休作地が共同の利用から除かれた場合ですら、牧草地は依然として放牧のため用立てられていた。

牧草地において共同の放牧が開始されるのは、大抵の場合、第一回の芽の刈取りが終った直後からであった。十八世紀末の段階においても、最初の芽のみが、牧草地を保有する者[一]の所有に帰した。二番芽は、共同の飼葉として、村落のために開放されていた。かくて村落は、役畜のため最大量の草を確保しようとして、耕作に必要でない家畜を除いて、この二番芽を食わせた。あるいは村落は、二番芽を刈取って、秋の雑草しか共同の放牧のためには残さず、刈取った二番芽の全部もしくは一部を、村落で管理した。そして村落はこれを、村落の内部で分配するか、有利なように買却するかした。村落が領主に対しており債務も、しばしばこの二番芽によって決済された[二]。とにかく二番芽は、牧草地を保有する者の手から離れて、村落の利用に委ねられた。そしてこの原則は、多くのところで十八世紀の末まで残存し、家畜の困難な飼育に立向わなければならない農村の生活のなかで、不可欠の慣行として、重要な意味を持ったのである。

しかも、牧草地でする共同の放牧以上に村落にとって有意義なものはなかった[三]。というのは、休作地での放牧においては、刈株や雑草が飼葉として精々利用できたにすぎないが、刈取りの終った牧草地には、二番芽が豊富な飼葉として存在したからである。そして、保有者にとって、牧草地がいわば第二の収穫をもたらすと信ぜられ、

この処分が村落に任せられていたことがおいおい不満に感じられるようになった。かくして、自己の保有する牧草地から完全な収穫を得たいままに、牧草地における共同の放牧を全面的に排除するか、二番芽の刈取りが終った後で共同の利用に委ねるかするため、努力が払われるにいたったのであった[四]。そして十三世紀以来、この問題をめぐって、牧草地の保有者と村落の対立が続いた。そしてこの対立で、牧草地を保有する者が、農村社会において占める有利な立場を利して、しばしば勝利を収めた。しかもなかには、二番芽を引続いて数年も独占し得るほどに有力な保有者もあった。これら保有者は、かかる濫用を慣行とみなし、やがて権利と感ずるようになって行った[五]。そして実際に、二番芽の刈取が終るまで牧草地を閉鎖することができた[六]。しかしそれは例外にしかすぎなかった[七]。二番芽を確保しようとする保有者自身による多大の努力にもかかわらず二番芽は、もっとも多くの場合、村落の共同利用に任せられていたといわざるを得ない。

しかし共同の放牧で二番芽が食い尽くされてしまうことは、第一回に刈取られた芽が異常な不足を来したとき、やかましい問題とならざるを得なかった。とくに、軍備の拡大にともなう飼葉の不足で、国王の騎兵隊が極度の困難に陥った際、二番芽の問題は大きな政治問題と化したのであった。不足に対処すべく、たとえば一六八五年と一七一四年に、ブルゴーニュでは、二番芽の刈取りが終るまで、その年の放牧を禁止し、国王の騎兵隊を迎えようとした。辺境の他の州でも、同じ理由から、二番芽の処置が終るまで、牧草地での共同放牧を禁止すべく努力した[八]。軍事的にもっとも危険の多かったアルサスにおいては、当然のこととして、二番芽をめぐって問題がもっともやかましかった[九]。しかし一般にいって、時期尚早で、村落民の反撃のまえに、これらの規定はことごとく死文となってしまった[一〇]。もっと重要なことは、十八世紀にはいって、これら軍事上の問題を契機として、フランスの大部分で「つまらぬ口実で、またしばしば何の確かな口実もなしに」、二番芽を、牧草地を保有する者に保証するための法律が陸続と制定されたことであった。しかもこれらの命令は、極端なところでは、年々繰返し出されたほどであった[一一]という。そして、牧草地の保有者のためのかかる保護規定のまえに、事実において村落民は、敗退を余儀なくされたのであった。牧草地の保有者は、地方官憲と結ぶことによって、そのことを達成した。

軍事的必要が二番芽を保護する契機となったとすれば、自然の災害は、二番芽に対する関心を促進する重要な原因となった。加えて、個別主義の影響も無視し難い。そして実際に、二番芽を確保しようという動きは、牧草地の保有者のあいだでたかまった。それに対する村落の反撃がますます激化されて行ったことが、これを物語る。たとえば若干のところにおいて、十六世紀や十七世紀以来、そしてとくに一七三〇年以来、日照・霜害・水害が起るたびに、保有者は、二番芽の刈取りが終るまで共同の放牧を一時的に禁止し、あるいは制限しようとした。そしてこの行為は、ある場合、監督官（アンタンダン）に

よって、[一二]また他の場合、下級裁判所によって支持された。しかし多くのところにおいて、牧草地を保有する者のかかる動きが、下級裁判所を支援する高等法院の努力で進められて行った。[一三]

しかしこの時期において、権限の及ぶ範囲が曖昧であったため、二番芽をめぐる問題は、他方において、権力闘争を惹き起す原因ともなった。何よりもそれは、二番芽の保護のための立法に一瞬を争う監督官と下級裁判所のあいだで戦われた。そして同じ年に、双方から矛盾した法律が出されたこともあった。[一四]この問題がもっとも激しく争われたローレーヌにおいては、二番芽の保護のための立法を自己の権限のうちに収めようとして、高等法院と監督官が対立した。それぞれが独自の立法を企てたが、結局において高等法院が勝利し、フランスの大部分におけるごとく、農村に対する権限の重要な部分を掌握した。[一五]中央政府もまた、農業立法に際しては、各地の高等法院にその権限を移譲し、全国的立法の実行を避けた。すなわち、地方の事情に通じた高等法院をして農村立法に当らしめたのであった。[一六]しかし、本来村落の上層と結ぶ高等法院の施策は、多くの村落で混乱を惹起せしめずにはおかなかった。にもかかわらず高等法院は、十八世紀にはいってその態度をいよいよ硬化し、牧草地での放牧から村落民を全面的に締出してしまったのであった。[一七]

とにかく牧草地において、二番芽の刈取りが終るまで、村落の家畜は放牧されなくなった。しかしこれをもって、牧草地を保有する者たちの長い戦いが完全に終ったわけではなかった。二番芽をどう分配するか。これこそが次に解決しなければならない問題であった。疑いもなくそれが牧草地の保有者に属するといい切るには、問題は余りに複雑であった。というのは、放牧から締出された村落民が、その補償を要求して譲らなかったからであった。事実、村落民は、二番芽が村落のため分配されるか、買却されることを要求した。しかも村落を構成する農民がつねに同質のものではなく、牧草地を持つほどに有力な者を除いて、そこでは、複雑な階層が利害を異にしていたことは、この問題の解決を一層困難なものとした。更に重要なのは、領主がこの配分に介入し、特別の割当を要求したことであった。領主は、牧草地の真の所有者として、かかる保護規定で種々な特権が阻害されたとし、たとえばローレーヌでは、村落の全生産物の三分の一を先取し得たことから、二番芽についても、全体の三分の一ないしその買却代金の三分の一を要求したのであった。しかし多くの反対するところとなった。そしてある村落では、保有者と村落民での折半が主張された。またメス高等法院下のローレーヌでは、村落民からの、領主からの要求に妨害されて、決定に迷った。ナンシー管下では、領主が三分の一を、村落民がのこりの三分の二を受取り、村落民はそれを、それぞれが所有する家畜の数に従って分配した。[一八]保有者の利益がそこでは完全に無視された。各地の高等法院は、それぞれの地方の事情に応じた、様々な配分方法を案出した。[一七]しかしそこには、牧草地の保有者の利益のまえに、従って租税収入の増大のためには、農村の混乱もあえて辞さないとする思想があったことに注意しなければならない。

* 本節で扱うのは、厳密な意味での vaine pâture ではない。牧草地での共同放牧の慣行である。牧草地は、領主を含めて有力な個人の保有に委ねられ、一番芽の刈取りが終れば、村落のため開放された。本節は、そのことに関説する。vaine pâture と並べて説かれなければならないのは、(一)家畜を大きくするということ自体から考えれば、二番芽のある牧草地での放牧がより重要であった。休作地では、飼葉として刈株や雑草が精々。(二)開墾の進んだ北部で牧草地が少なく、このため vaine pâture が一層強く現われる結果となったのに対し、南部では、豊富な牧草地の存在ゆえに、vaine pâture がはやくから消滅したことからも知られるように、農業制度史のうえで、牧草地は無視し得ない、からである。なお本節は主として、Les caractères originaux. p. 213-217. と L'individualisme agraire. p. 338-345 の記述におう。もっとも特定者の保有に委ねられていたという意味では、耕作地と同列に扱ってもよいが。

註一　誰が牧草地を保有したか。ブロックに従えば、次のように整理されよう。(一)誰よりも領主。直営地の解体期に、耕作地は譲渡しても、牧草地を依然として保持し続けた。(二)牧草地の購入者。出自は複雑であるが、主として市民と富裕な農民からなる。旺盛な購入欲のため、牧草地の価格は耕地のそれを上廻った。北部で牧草地の稀少なことがそれに拍車をかけた。Les caractères originaux. p. 214 と L'individualisme agraire. p. 339 の記述に注意。

註二　二番芽の扱い方―もちろん初期の段階における扱い方ではあるが―については、L'individualisme agraire. p. 339 と同頁 n. 1 における整理された記述を参看。

註三　ただし休作地で家畜を大きくすることが、農業の再生産にとって不可欠であるという技術段階にとどまる限りである。休作地の廃止、従って vaine pâture を不用とするような農業技術の段階―これこそが農業革命の究極の目標であるが―は、フランスにおいて十八世紀を待たねばならない。飼葉が耕作地で栽培されるようになるのが、その指標。

註四　かかる場合、いずれを選ぶかは、村落民との力関係により影響される。牧草地での放牧をめぐっては、村落民の側から強い反抗が起らないことはなかったからである。しかし、もっとも多くの場合、牧草地は、一番芽の刈取りが終った直後から、共同放牧の慣行に服したことに注意。

註五　高等法院は、これを権利と認めざるを得なかった。またシャンパーニュの高等法院の判決によれば、引続いて三年間締出しおせれば、垣がなくなってからも、二番芽は牧草地の保有者に属するとされた。しかもこれが、ディジョン、ルアンの高等法院にならった決定であることに注意。Les caractères originaux. p.

214 と L'individualisme agraire. p. 339, n. 3 参照。

註六　かかる特権的な牧草地は、春以来開放されていた多くの牧草地と区別して、prés gaigneaux, prés de revivre, prés à deux herbes と呼ばれた。

註七　かかる評価はブロックに従う。Les caractères originaux. p. 215 と L'individualisme agraire. p. 340 での記述をみよ。

註八　Ibid. p. 340.

註九　この事情は、Ibid. p. 340-341 にくわしい。一六八二年三月一日アルサスの監督官ラ・グランジュは、二番芽を保護するため、その刈取りの終らないうちは、牧草地に放牧することを禁止した。歴代の監督官もこの処置を確認した。しかし彼等の努力にもかかわらず、村落はこれに応じなかった。そればかりではない。村落は、権限の及ぶ範囲をめぐって当時激しく戦われていた権力闘争に乗じて、牧草地の保有者を下級裁判所に訴え、裁判で勝つことができた。一方、監督官は、中央官憲と結び、村落の弾圧に乗出したが、違反は依然として絶えなかった。以上が大体の経過。とにかくこの段階で、一致した施策は打出せない。監督官は保有者と、下級裁判所は村落と結んだことに注意。

註一〇　Les caractères originaux. p. 216 でのブロックの指摘。

註一一　Ibid. p. 216. ほとんど毎年繰返されたところとしては、ベアルヌ、フランシュ・コンテの二つが挙げられよう。命令が絶えず更新されなければならなかったというだけに、村落の側からの反発は大であったのであろう。

註一二　当初において監督官は村落の側に立った。しかし十八世紀の中葉以来は、二番芽をめぐって、むしろ牧草地の保有者に加担した。かかる地方としては、シャンパーニュ、ピカルディー、ローレーヌ、三つの司教区、ブルゴーニュ、ブレス、フランシュ・コンテ、ベリ、オーベルニュ、ツールーズ、ベアルヌ。とくにシャンパーニュにおいて監督官は、最初一般的規定を発したが、一七七〇年以来、各村落ごとに規定を設けた。村長に白紙委任する場合もしばしばであった。L'individualisme agraire. p. 341 と n. 3. をみよ。

註一三　かかる地方としては、三つの司教区、ベアルヌ、フランシュ・コンテ、ブルゴーニュ。Ibid. p. 341. まえの註一二に挙げた若干のものが再び出ていることに注意。高等法院がこの時期に性格変化を遂げ、商人層からも評議員を迎えるにいたった。そしてこのことが、高等法院をしてより積極的にかかる動きをとらしめた。旧制度の末期における高等法院の性格変化については、Egret, J. "L'aristocratie parlementaire française à la fin de l'Ancien Régime", Revue historique. Juillet-Septembre 1952, p. 1-14 をみよ。ここで本節註一の記述に注意。

註一四　L'individualisme agraire. p. 341-342. ラングル地方に起った例。

註一五　この経過は Ibid. p.342 に触れてある。

註一六　農業問題を担当する総務長官は、ソワソンやトゥールの監督官の求めにもかかわらず、農業施策を示さなかった。監督官の立法が逆に総務長官のもとに回付された。Ibid. p. 342 n. 6.

註一七　ここで村落民とは、厳密に、牧草地を保有しない村落の居住者のことで、普通 petit peuple と呼ばれた。

註一八　ローレーヌにおける配分方法については、Ibid. p. 344 をみよ。領主が三分の一を要求するのは、ローレーヌに限らず、多くの地方でみられた。とりわけこれは、放牧のために特別な家畜群を仕立てることのできた領主の特権侵害に対する賠償を意味した。

註一九　たとえばブルゴーニュでは、ナンシー高等法院管下のローレーヌの方法がとられた。またフランシュ・コンテやベアルヌでは、全部が保有者に属した。Les caractères originaux. p. 217 と L'individualisme agraire. p. 344-345 の記述による。

七

耕作地の圧倒的部分が穀物生産に振向けられ、そこで収穫が終れば、共同の放牧のため開放された。村落に属する誰もが、この権利を平等に享受した。[一] しかし葡萄が栽培される土地では、通例かかる慣行がはやくから消滅する。ただ地方により、伝統的に放牧のため開放している場合があった。[二] しかしこれは例外というほかない。[三] 十八世紀にはいりかかる慣行を排除しようという努力が各地でみられ、たとえば地中海沿岸の諸地方では、それが、牧羊業者の利害と鋭く対立した。そして、当初栽培者は監督官と結び、牧羊業者は高等法院を立て、それぞれの立場を主張して争ったが、結局は牧羊業者が勝利を収めた。栽培者は容易に屈しなかったが、その要求を実現するためには、牧羊業の衰退を待たなければならなかった。[四] 総じてフランスで、廃止を強く望まれた共同放牧の慣行が、葡萄の栽培地で、十九世紀まで残存したといわざるを得ない。

一方、飼葉の栽培地はどうか。耕作地で飼葉が栽培されるということはそれ自体新しく、[五] そこで共同放牧を許すかは、当初においてやかましい問題となった。もちろん地方によりその解決は違う。

北部の多くーたとえば、シャンパーニュやローレーヌーにおいては、共同の放牧に服するという慣行が、村落自体の力により排除されて行く。監督官は、例外的な場合を除いて、[六] この問題と積極的に取組もうとしない。むしろ村落の決定に従う。これに対する高等法院の態度もまた、区々として定まらない。しかし十八世紀も後半にはいってからは、明確に廃止の方向に傾く。ただ栽培される乾草の種類によって、その態度を別けてはいるけれども。[七]

註一　村落には、家畜しか持たないものが多数いた。従って彼等には、vaine pâture のため提供すべき何ものもない。にもかかわらず、vaine pâture の恩恵なしでは、居住者として村落にとどまることができない。従ってここでいう平等とは、耕作地を持つ居住者の犠牲において成り立つものであった。ただ。休作地での放牧では主として刈株が食われるわけであるが、保有者と領主で

しばしばその一部を先取したことに注意。Les caractères originaux. p. 48. n. 34.

註二　とりわけ水路の便によい土地で、自然の環境が許せば、葡萄は専門に栽培された。然しそれでも急速な展開はみられない。ブルゴーニュでは、十七世紀においても、わずか十一の村落で葡萄作に専念し得たにとどまる。むしろ条件が許さなくとも、フランスの各所で葡萄は根気よく栽培された。ここでは、葡萄が栽培される土地を、かかるものとして解する。旧制度下における葡萄栽培の在り方については、Ibid. p. 22-23 を参照。

註三　ルスィヨンの場合。最適な気候が、そこでは株を丈夫に育てたため、放牧を許しても、絶対的な害とならない。L'individualisme agraire. p. 345.

註四　Ibid. p. 345 をみよ。

註五　改良主義者は休作地でいちはやく飼葉を栽培した。ここでは、そういった種類の栽培地が問題。飼葉がつくられるということと自体は、小規模とはいえ、かなり古い。

註六　ヴァランシィアンヌにおいて、とくにフランドル寄りで、監督官は、三月一日から十一月一日まで栽培地で放牧のおこなわれることを禁止した。ただしうまごやしを栽培する土地に限る。またシャンパーニュの一部で、たでやまあおぎの栽培地での放牧が禁止。Ibid. p. 346 と n. 4 の記述をみよ。

註七　一七四三年ルアン高等法院はうまごやし栽培地での共同放牧を禁止。同年ルスィヨン高等法院がたでやまあおぎ栽培地で禁止。一七七八年と一七八一年にパリの最高法院が乾草の保護を決定。Ibid. p. 347.

八

共同放牧のため村落が依存すべきは、すぐれて休作地であった。しかも細長形耕地の北部で、とりわけ特徴的な現象といわれた。そしてかかる耕地制度と、ほとんどそれと表裏一体なこの慣行とが絡み合って、そこに、他のどこにおけるよりも強い共同意識を醸成する結果となった。

革命はかかる慣行と対決することによって、実は、この慣行を必要不可欠とした農業制度そのものの変革を迫ったのであった。十八世紀末における農業技術の発展で、革命は現実に達成された。しからば、それまでの過程のなかで起り得べき社会的対立を、いかに理解すべきか。革命を志向する諸力が、十八世紀末の農村をゆさぶるほどに大きな力となって行ったのに対し、共同体制の崩壊で瓦解すべき農村の社会層があるとすれば、その具体像はどうか。より具体的に。休作地で家畜のための飼料をいちはやく栽培し、共同体制の破棄を迫ったのは、村落でどの層か。また、かかる技術革新に乗り得ず、極端な場合には離村も余儀なくされたのは、誰か。これこそが、続いて問わるべき問題となるであろう。

資料

仮説の選択と相関係数

佐藤　保

ある経済量の動きを、それと関聯した諸経済量の動きから説明しようとするとき、仮説がつくられる。仮説をつくろうとするとき、諸変数として何を選ぶか、又いくつ選ぶか、ということと、それがきまったとき、定式化をどのように行うか、の二つの問題が生ずる。経済変数をとりあつかう以上、経済的に意味のある変数がとりあげられなければならないのは当然のことであるが、多くの場合単に変数を選ぶということだけではさして問題はない。例えばビールの需要量を測定しようとする際、実際上はその年の天候状態が、需要量に最も大きな影響を与える要因の一つとなろうが、これは経済的変数ではないから、需要函数の中には取入れられない。しかし経済的に意味がなくても、何等かの傾向や状態を説明するものとして、トレンドとか不連続変数が導入される場合もある。これらの変数の導入はそれらを導入するということの意味はあるが、もし従属変数に対してこれらの変数の説明部分が大きければ、経済変数を導入することの意味がうすくなり、又小さければその変数を導入することの意味がうすくなるので慎重を要する。しかし多くの場合はこのようなことはいちいち調べないのが普通である。変数の数については自由度の点から制約されるが、バンチ・マップの方法等を使えば更に制限される場合が多いであろう。さて一度取上げるべき変数とその数がきまれば、その定式化の方法が問題となる。そして定式化がきまれば、その式の精度は相関係数によって計られる。そして相関係数が高ければ高い程よい。相関係数がいくら高くても、変数間に経済的意味がない場合はその式はよくない事が強調されるが、多くの場合は経済的に意味のあることは確実とされており、むしろ相関係数の高さから式の良否を判断する。或いはどちらの式の方がよいかが判断されるのである。都合の悪いことには、経済現象の複雑さから、許容可能な対立仮説が数多くつくられ、そのいずれをとっても高い相関がある場合が多い。従っていずれの仮説をとるべきかは一義的にきめることができず、何々仮説と呼ばれるものは平行的に存在しうるのである。相関係数の高さが同じであっても、回帰